

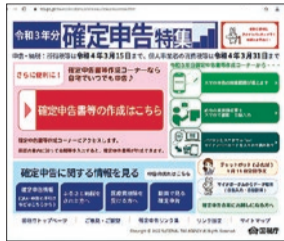
確定申告が始まります

◆**所得税・復興特別所得税・贈与税 3月15日(火)まで**

◆**個人事業の消費税・地方消費税 3月31日(木)まで**

※新型コロナの影響により申告等が困難な方は、4月15日(金)まで申告期限の延長を申請することができるようになりました。詳しくは、お問い合わせください(住民税も同様)。

確定申告について詳しくは、国税庁ホームページ「令和3年分確定申告特集」(右二次元コード。HP<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/index.htm>)をご覧ください。



▲国税庁 令和3年分確定申告特集ページ

■確定申告書はご自宅から

確定申告書は、国税庁ホームページで作成できます。新型コロナ感染リスク軽減のため、ご自宅のスマートフォン・パソコンで作成・提出してください。操作方法などを国税庁ホームページ「動画で見る確定申告」(右二次元コード。HP<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/tvcm.htm>)でご案内しています。



国税庁ホームページ「チャットボット」(右二次元コード。HP<https://www.chat.nta.go.jp>)で所得税の確定申告の相談を受け付けています。

■ご自宅での確定申告が難しい方へ

新宿住友ホールに確定申告書作成会場を開設します。入場には、入場整理券が必要です。整理券は、会場で当日配布するほか、LINEで事前発行しています。
【開設日時】2月16日(水)～3月15日(火)(土・日曜日、祝日を除く。2月20日(日)・27日(日)は開場)、午前8時30分～午後4時(相談開始は午前9時15分から)
【開設場所】新宿住友ホール(西新宿2-6-1、新宿住友ビル地下1階)

【問合せ】

- ▶新宿税務署(〒169-8561北新宿1-19-3) ☎(6757)7776
- ▶四谷税務署(〒160-8530四谷三栄町7-7) ☎(3359)4451へ。

申告期限は
3月15日
(必着)

新型コロナ対策のため 特別区民税・都民税(住民税)は 郵送で申告を

- 申告にはマイナンバーの記載と本人確認書類が必要です
郵送で申告する場合は、マイナンバー確認書類と本人確認書類の写しを添付してください。やむを得ず窓口で申告する場合は、マイナンバー確認書類と本人確認書類をお持ちください。
 - ※窓口で代理人が申告する場合は、委任状、代理人の本人確認書類と申告者本人のマイナンバー確認書類が必要です。
 - ※区が発送する申告書(申告者の住所・氏名のフリガナ・生年月日が印字されたもの)は申告者本人の本人確認書類・代理申告の代理権確認書類(委任状の代わり)として使用できます。郵送での申告の場合は、申告者本人のマイナンバー確認書類の写しと併せて郵送してください。
 - ※日曜窓口開庁(2月27日)では申告できません。
- 【問合せ】税務課課税第一係 ☎(5273)4107・課税第二係 ☎(5273)4108(いずれも本庁舎6階)へ。

「ゼロカーボンシティ新宿」普及啓発

マスコット キャラクターを募集

区は、令和3年6月に、2050年までに区の二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」の実現に向けて取り組むことを表明しました。取り組みを推進するため、マスコットキャラクターを募集します。詳しくは、お問い合わせください。新宿区ホームページ(右下二次元コード)でもご案内しています。

- 【公募期間】3月18日(必着)まで
- 【対象】区内在住・在学・在勤の方ほか
- 【公募内容】▶キャラクターのデザイン、▶愛称(名称)、▶キャラクターの説明(背景や設定等)
- 【申込み】所定の応募用紙と作品(フルカラー・正面図)を郵送または直接、環境対策課環境計画係(〒160-8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎7階) ☎(5273)3763へ。応募用紙は同課・特別出張所・区立図書館で配布しているほか、新宿区ホームページから取り出せます。

結果
発表は
6月



お済みですか 子育て世帯生活支援特別給付金の申請

申請方法等詳しくは、お問い合わせください。新宿区ホームページでもご案内しています。給付金額は児童1人に付き50,000円(1回限り)です。

※令和3年12月から実施している子育て世帯への臨時特別給付事業とは、異なります。

◆ひとり親世帯分 申請が必要な方の申請期限は2月28日(必着)

- 【対象】下記①～③のいずれかに該当する方。下記①②の方は申請が必要です。
 - ▶①新型コロナの影響で家計が急変するなど、収入が児童扶養手当の支給対象となる水準に下がった方
 - ▶②令和3年4月分の児童扶養手当の受給資格はあるが、公的年金給付等を受けていることにより、手当の支給対象とならなかった方(令和元年分の所得が児童扶養手当の支給制限限度額を下回る方に限る)
 - ▶③令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けている方(申請不要。対象者は支給済み)
- 【問合せ】子ども家庭課育成支援係(本庁舎2階) ☎(5273)4558へ。

◆ひとり親世帯以外分 申請が必要な方の申請期限は3月15日(必着)

- 【対象】下記①～③のいずれかに該当する方。下記①の方は申請が必要です。
 - ▶①対象児童(平成15年4月2日(障害児の場合平成13年4月2日)～令和4年2月28日に出生した子)の養育者で下記のいずれかに該当する方
 - 令和3年度分の住民税均等割が非課税で、児童手当または特別児童扶養手当を受けていない方
 - 新型コロナで家計が急変し、令和3年度分の住民税均等割が非課税の方と同様の事情にあると認められる方
 - ▶②令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を受けている方で、令和3年度分の住民税均等割が非課税の方(申請不要。対象者は支給済み)
 - ▶③新宿区で児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けている方で、令和3年4月1日～4年2月28日に出生した子を養育する令和3年度分の住民税均等割が非課税である方(ひとり親を含む。申請不要。対象者には順次支給)
- 【問合せ】子ども家庭課子ども医療・手当係(本庁舎2階) ☎(5273)4546へ。

違いを認め、 互いの人権を尊重し合う 社会を共に築きましょう

平成28年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行されました。

しかし、いまだに特定の民族や国籍の人々を排斥する不当な差別的言動が続いています。こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生むことになりかねず、許されません。互いの人権を尊重し合う社会を築いていきましょう。

ヘイトスピーチについて詳しくは、法務省ホームページ(右下二次元コード。HPhttps://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00108.html)でご案内しています。

【問合せ】総務課総務係(本庁舎3階) ☎(5273)3505へ。



プレミアム付商品券の ご利用はお早めに

利用期限は2月28日(月)

がんばろう!新宿応援キャンペーンでご購入いただいたプレミアム付商品券は、利用期限までにお使いください。

- ※商品券の払い戻しはできません。
- ※商品券はおつりは出ません。
- ※商品券裏面に記載の注意事項を確認の上、ご利用ください。

【商品券取扱店】最新の店舗一覧は、同キャンペーンホームページ(右上二次元コード。HP<https://shinjuku-ouen-campaign.com/>)

でご覧いただけます。

【問合せ】同キャンペーン事務局 ☎(6837)1453へ。

【区の担当課】産業振興課産業振興係 ☎(3344)0701



▲対象店舗で同キャンペーンのステッカーを掲出しています